

「総合事業」のサービス利用の流れ

- ① 新規で介護サービスを利用希望の方
- ② 要介護認定を受けている方
- ③ 要支援認定の更新時期を迎えた方のうち右枠に該当しない方
- ④ 第2号被保険者

要支援認定の更新時期を迎えた方のうち、訪問介護、通所介護のみを利用していて、今後も同様のサービス利用を希望する方

要介護・支援認定の認定申請

基本チェックリストの実施

要介護
1～5

要支援1
要支援2

非該当

該当
【基本チェック
リスト該当者】

非該当

介護サービス
【対象者】
要介護1～5

介護予防サービス
【対象者】
要支援1・2

総合事業（介護予防・生活支援サービス）
【対象者】要支援1・2、基本チェックリスト該当者

一般介護予防（第1号被保険者すべてのかたを対象としたもの）
参考：筋力向上トレーニング教室（年3回）、健だま教室など